

第5回

交野市水道事業経営審議会

議事要旨

令和3年4月30日開催

交野市水道事業経営審議会（第5回） 議事要旨

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 令和3年4月30日（金）15：30～ |
| 開催場所 | 交野市星の里浄水場 会議室 |
| 出席委員 | 後藤会長、市岡副会長、渡邊委員、山崎委員、代永委員、冨田委員 （欠席者）森本委員、吉信委員 |
| 傍聴者 | なし |
| 次第 | 1. 開会 2. 議事 新しい水道料金体系の検討について 3. その他 4. 閉会 |
| 資料 | 次 第 資 料1 新しい水道料金体系の検討について 資 料2 料金比較表 資 料3 水道料金表 |
| 所管 | 交野市水道局 総務課 |

議事概要

1. 開会

事務局より、開会の挨拶

2. 議事

新しい水道料金体系の検討について

会 長

それでは次第に従いまして、「新しい水道料金体系の検討について」事務局に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

事務局

『資料1「新しい水道料金体系の検討」中の「前回までの振り返り」部分について説明』

事務局

『「前回までの振り返り」について、各委員より質問等がないため、引き続き資料1の15ページ以降の「新しい水道料金体系の検討（パターン別比較表）」について説明』

パターン①：日本水道協会が示している水道料金算定要領をベースにして、基本料金の割合を理論値の38.5%にしたもの。従量料金は、全体の改定率が13%になるように調整しています。

現状交野市では、13口径と20口径の基本料金は異なっていますが、これを高いほうの20口径に合わせることもあり、基本料金割合を理論値まで引き上げることができています。

資料2をご覧くださいますと、少量利用者だけでなくボリュームゾーンでも高い改定率になっています。

パターン②：パターン①を緩和したもの。理論値までは引き上げず、両口径をそれぞれ230円アップとしました。基本料金割合は33.5%まで引き上げとなります。少量利用者への影響はやはり大きくなっています。

パターン③：基本料金、従量料金とも一律で13%改定したもの。基本料金割合は、現状とほぼ変わらないものとなっています。

パターン④：基本料金を一律で 15%改定とし、従量料金については 10 m³までは 15%、100 m³までを 12.3%、それ以上を 12%と少量利用者の負担割合をやや高めにしています。基本料金割合が現行から 0.5%アップの 30.3%となっています。

資料2を見ていただきますと、全体的にほぼ 15%以下、12%までの改定となっています。

パターン⑤：ボリュームゾーンの負担を高めるもの。基本料金は 13・20 口径を 12%、それ以外を 14%とし、従量料金においてもボリュームゾーンの負担を高めています。

パターン⑥：大口利用者の負担を高めるもの。基本料金を一律 13%改定とし、従量料金について、大口利用者の負担を高めています。

会 長

ありがとうございました。それではただいまの説明は沢山ありましたが、ご質問等あればよろしくお願ひします。少しの時間お考へいただき、委員の皆さんお一人ずつご発言をお願いします。

委 員

長い間料金改定していないので、節水が進んでいる世の中で安定的な経営を考えると、少し少量利用者の方にも負担していただくということでパターン4が6つの中では基本料金・従量料金共に 15%程度の改定率で、基本料金に少しウェイトを置いているので一番良いと感じました。

委 員

負担は少ない方が良いと思うんですけど、ある程度の改定は必要かと思ひます。大口利用者にあまり負担がかかるのも大変ですので、平均的に負担するパターン4が良いかと思ひます。

委 員

事務局の説明で、基本料金の上げ幅を大きくすると経営に安定感が出てくるというのがわかりました。

ただ、少量利用者のところで負担を大きくするのは避けるべきかと思ひました。

しかし反対に、大口利用者ばかりに負担してもらうのも当然厳しいなと思ひます。大口利用者に大きく負担してもらった結果、企業努力によって、使用水量が

減ってしまっは元も子もなくなるので、少量利用者と大口利用者のことを考えると、パターン3か4に落ち着いてくるのかなと思います。

委員

少量利用者の負担が上がると、一人暮らしの方には厳しいと思いますが、長い間水道料金の改定をしていないということと、現状を考えますとパターン3か4が良いかと思います。

委員

特定の層に負担の増加がしわ寄せされるのは全体の理解を得にくいということで、パターン3ないし4あたりのバランスの取れた改定がよろしいと思います。

パターン4は水道局の基本料金を少しでも上げたいという思いが入っていて、経営の安定化を図りたいという案だと思いますので、この辺りを丁寧に市民さんに説明して納得していただければいいのかなと思います。

一つ確認ですけども、先ほどの説明で多くの市が13口径と20口径の基本料金が同一だとおっしゃっていましたが、今回の6つの案ではパターン1以外は違う料金設定を維持するという事で間違いないでしょうか。

事務局

そのとおりです。内部でも十分議論しまして、13口径と20口径を統一する案もありました。しかし、そうするとあまりにも13口径の改定率が高くなってしまいうので、やはり現時点では統一するべきではないという意見が多数を占めました。

パターン1では統一された形になっていますが、2から6は別々の基本料金という形をとっています。

会長

ありがとうございました。皆さんの意見を聞いていると、パターン3か4という結論になってしまっているみたいなんですけども、資料1の17ページにあるパターン毎の経営の安定化の印をみると、皆さんの意見は三角のところになってしまいうんですけど、この三角は経営の安定化に向けてはどの程度不都合があるものなんでしょうか。

事務局

水道局としては、パターン1か2が望ましいところではございますが、改定率を鑑みますと市民さんへの負担が厳しいなという思いがございます。それもありまして、パターン3から6をお示ししているところです。

会 長

では、三角という印はバツという意味ではないということですね。

事務局

はい。経営の安定化を目指す中でパターン4でも非常にありがたい中身ではないかなと思っています。バツという意味ではありません。

会 長

皆さんから一通りご意見をいただきましたが、その他ご質問やご意見等ありませんか。

委 員

先ほど13口径と20口径の話がありましたが、他市では下水道が普及してきた時に水量が必要だということで、二つの口径の基本料金を統一したという経緯がある。20口径を普及させたいがために、新しく管を引き込むなら20口径にしてくださいという意味もあって、基本料金が統一されている市が多い。

二つの料金体系があるということは、安い方を選ぶ選択肢もある。そうなると水道局の施設は細い管でも給水できるように水圧を上げなければならないが、動力費や漏水した時のことを考えると、なるべく水圧を低くして口径を太くするという考えでいくならば、13口径も20口径も統一した基本料金にしていくべきだと思いますが、その場合はさらに料金体系を見直さないといけないでしょうか。

最低の口径を20mmに統一するようなことも考えてのシミュレーションはされてないですか。

事務局

そういう論議もいたしました。新築住宅については大体20口径で配管されているんですけども、マンション等については13口径のところもございます。

今回の料金改定は20年振りということもありまして、二つの口径の基本料金を統一しますと、13口径の基本料金が大幅に上がることになります。

水道局としては、基本料金を大幅に改定して経営の安定化を図りたいところですが、今まで料金改定をしてこなかった経緯の中で、最初の料金改定はこういう体系の方が市民に理解を得やすいのではないかという思いがあります。

今後、20口径を推奨していくのかという方向性をしっかり見定めて、次の料金改定に繋がるようにしていかなければと考えています。

会 長

他にご意見等ありませんでしょうか。

委員

資料1の16ページのパターン4を見ていただいたら、基本料金割合を最小限改善するという形で、水道局としての改定に対するぎりぎりの心構えというものが一番表れているように思いますね。

極端に負担が増えるところもないですし、大口利用者に負担が偏ることもなく、大体现行料金の15%以内で改定をおこなっている。

本来ならば30数パーセントの改定が必要な状況のところ、約半分の改定率で推移するということですので、今までやってこられた企業努力が数字に表れているという話も十分説明できるかと思います。

利用者のことを100%で考えていくと、極論は改定しない方が良いという話になってきますが、アンケートの調査結果で約50%は、料金改定についてはやむを得ないのではないかという意見がありましたし、独立採算制で一つの浄水場も持っており、安全安心な水を供給されているので、災害が起きた際には復旧が早くできるように企業としての体力は必要ですし、20年間料金改定をしてこなかったことも考えると、あんまり遠慮せずに経営の安定化を早期に解決していただく方が市民としても良いと考えます。

今料金改定をせず、今後一気に値上げするより、ある程度の改定で長い間続けていただく方が効果的かなと思いますね。

会長

資料1の23ページを見てみますと、使用量別に各市町村の料金比較の表（パターン3ベース）ですが、交野市は大口利用者のところで見ると安いということですよ。

だから、もうちょっと大口利用者のところで改定率を大きくしても良いとは言えないでしょうか。いかがでしょう。

事務局

そういう考え方もあるかと思いますが、過去に大口利用者が撤退されたというところの影響が非常に大きくて、その二の舞になると厳しいところがあります。

パターン6がその試算で、資料2の最後のページを見ると、ボリュームゾーンで18%以上の改定率となっております。こうなると企業努力でより節水したり、井戸水へ転換されるとなると、結果的に一般使用者のところにもどうしても次の料金改定でご負担をお願いせざるを得ないことになります。

また、一定企業誘致のことも考えますと、優遇するわけではないですが過度な改定は望ましくないと考えております。

会 長

他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委 員

本質的なことではないかもしれませんが、パターン4の説明を色々聞くとわかるのですが、市民さんからするとパターン3の一律13%っていうのは凄くわかりやすいんですけども、パターン4というのは今回の改定をわかりやすく説明しにくいと思うのですが、そこは市民さんに納得していただけるようきちんと説明するのが大切だと思います。

会 長

パターン4で見ると、どの口径でも使用量が多くなるほど改定率が低くなっていくというのは、何故そのようになるのでしょうか。

事務局

これは平均改定率13%のところを、経営安定化のために基本料金で15%いただく。基本料金の改定率15%のウェイトが大きいものですから、少量使用者のところではなかなか平均改定率13%を下らない形となっています。

会 長

そうすると、基本料金の改定率の割合を増やしたがために、少量使用者の方が改定率が高くなっているというわけですね。

基本料金の収入割合を高くしなければならないということですが、パターン4ですと現状とほとんど変わらない30%のままでしょうか。

事務局

資料1の16ページにあります。現状は29.8%です。それを30.3%に上げるような形です。

本来この数値を理論値の39%までに持っていかうと思ったら、基本料金をもっと引き上げなければなりません。そうなったら到底市民からの理解は得られにくいかもしれません。

会 長

事務局より様々なパターンが示されまして、それぞれ特徴があって、簡単に選べるものではないかと思えます。今回は、委員の皆様からパターン3か4という意見が多かったように思いますが、基本料金の収入割合を少しでも上げることでしたらパターン4になるかもしれません。

それをこの場で決定することは難しいと思いますので、次回はパターン4に絞り込んで審議をお願いし、決定してはどうかと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

異議無し

会 長

本日は新しい水道料金体系として、具体的なパターンが示されました。

次回はパターン4を中心にした検討と、それ以降の基本水量や用途別料金等の審議をお願いしたいと思います。

3. その他

事務局

現在、水道料金は2か月ごとの検針で、2か月分の料金をいただいておりますが、そのことが料金が高いと感じさせているのではないかと。毎月いただいたら半分で、相当意識が変わるのではないかと。それをできないか検討してはどうかという意見が内部でございました。

これにつきまして、必要となる経費を概算で想定してみましたが、精査するまでに至らず、本日の資料としてはお配りしておりません。

あくまで概算でございますが、

- ・ 検針、事務処理等の委託で年間700万円の増額
- ・ 収納、口座振替処理でおよそ580万円の増額
- ・ 納付書や消耗品、通信料等でおよそ680万円の増額

年間で約2,000万円の追加経費が必要となる見込みで、加えてパソコンの料金徴収システムの変更なども考えると、かなりの経費が必要となります。

これにつきまして、ご意見等あれば、よろしく願いいたします。

委 員

毎月料金を支払うとなると、感覚的には安くなったというか、払い易くなった感じはしますが、手数料がかかってしまうのが非常に大きいと思います。

昨今の業務は、いかに手数料を省いていくということが重視されていますので、私はむしろ2か月ごとの徴収ではなく、例えば4か月ごとに徴収にすると。そうすれば、検針や金融機関での引き落としが半分になるので、私は逆に2か月ごとよりもっと長い期間で徴収した方がいいのかなと思います。

ただし、これは水道料金を100%徴収できるということが前提なので、そこは

大きな検討課題になってしまうのかなと思います。

事務局から説明があった1か月ごとの徴収は、無謀かなと思っております。

委 員

検針するのはもちろん使用量を調査に行くということもあるんですけども、その敷地内で漏水が発生していないか、1・2 か月ぐらいならそれも辛抱できますが、3・4 か月になってくるとそれもわからない様な状況になってしまうと。

1 か月ごとにおこないますと、ちゃんと支払っているところはいいんですけども、滞納整理やら色々な業務が増えてくるんじゃないのかなと思います。

これから毎年約 2,000 万円近くの増額になると、例えば 3 年間では 6,000 万円必要になってきますので、毎月徴収するとなると必要のない経費までつき込んでしまうことになりまして、使用者にも現状と同じ金額を払ってもらうので、毎月徴収したからと言って経営状態が良くなるわけでもないと思います。

現状の 2 か月ごとに徴収してるところが多いと思うんですよね。昔は 1 か月に 1 回徴収していたところをようやく 2 か月に 1 回が定着してきたところだと思うんで、現状のままでメリットを十分説明された方がいいと思うんですけどね。

委 員

私も過去の経緯があって、2 か月に 1 回という風になったと思いますので、わざわざ経費を費やしてまで 1 か月に 1 回に戻すのはあまり現実的ではないのかなと思います。

会 長

それではこの件については、詳細に審議するということは見送ることにしたいと思います。事務局の方で、他に何かありますでしょうか。

事務局

第 6 回審議会の開催予定等について説明

4. 閉会

以上